毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

## ◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会告示

所管課 (室)名

・漁業法第71条第5項の規定に基づく意見の聴取

長崎県南部海区漁業調整委員会

## 長崎県南部海区漁業調整委員会告示

## 長崎県南部海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法第71条第5項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和5年8月3日

長崎県南部海区漁業調整委員会会長 吉谷 均

1 内容

令和5年3月31日付け長崎県告示第256号により、知事が公示した長崎県南部海区漁場計画南区計第802号及び南区計第2502号に対して、当計画と異なる免許申請があった。このことについて、知事から意見を求められたことから、申請者に対して当委員会として意見を聴取するもの。

2 開催日時

令和5年8月17日(木) 15時30分から15時50分まで

3 開催場所

長崎県庁 3階 305会議室 長崎市尾上町3番1号

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 長崎市樺島町八番十二号 株式へ

号 株式会社クイックプリント